

総務委員会資料

令和元年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第75号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正の概要

資料2 新旧対照表

令和元年6月6日

総務企画局

1. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正の内容

(1) 目的

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

(2) 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

ア 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

イ 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

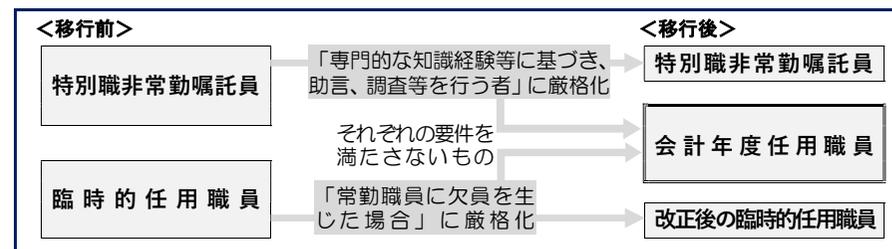
(3) 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

(4) 施行期日

令和2年4月1日

2. 法改正に伴う制度移行のイメージ



3. 会計年度任用職員とは

- (1) 会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の非常勤の職員をいう。
- (2) 勤務時間に応じて次のとおり区分される。
 - ア フルタイム会計年度任用職員
1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの
 - イ パートタイム会計年度任用職員
1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

4. 改正後の臨時的任用職員とは

- (1) 臨時的任用職員とは、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時に任用される一般職の常勤の職員をいう。
- (2) 勤務時間について常勤職員と同じフルタイムで任用され、常勤職員が行うべき業務に従事するとともに、給料、旅費及び手当が支給されることとなる。
- (3) 給料等の水準については、常勤職員の給料と同様に、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則等の趣旨を踏まえ、職務の内容と責任に応じて適切に決定することが必要となる。

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは川崎市職員の分限に関する条例(昭和26年川崎市条例第45号)第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは川崎市職員の分限に関する条例(昭和26年川崎市条例第45号)第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 略</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは川崎市職員の分限に関する条例(昭和26年川崎市条例第45号)第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは川崎市職員の分限に関する条例(昭和26年川崎市条例第45号)第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>

川崎市職員の分限に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 第1条の2の規定に該当する場合における休職の期間は、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれの場合について任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であってもその事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「<u>法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内</u>」とする。</p> <p>6 いかなる休職もその事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 第1条の2の規定に該当する場合における休職の期間は、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれの場合について任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であってもその事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>5 いかなる休職もその事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。</p>

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下、給料及びこれに対する地域手当の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第 号)第2条第2項に規定する基本報酬が支給される者にあつては、その基本報酬及びこれに対する同項に規定する地域手当に相当する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下、給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）</u>第24条第5項の規定に基づき、<u>職員</u>の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間等)</p> <p>第13条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の勤務時間、休日、休暇等については、<u>第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定めるところにより、</u>任命権者が定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、<u>職員</u>の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(<u>臨時職員</u>の勤務時間等)</p> <p>第13条 <u>臨時職員</u>の勤務時間、休日、休暇等については、<u>人事委員会の承認を得て、</u>任命権者が定める。</p>

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の休業の状況</p> <p>(5) 職員の分限及び懲戒の状況</p> <p>(6) 職員のサービスの状況</p> <p>(7) 職員の退職管理の状況</p> <p>(8) 職員の研修の状況</p> <p>(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の休業の状況</p> <p>(5) 職員の分限及び懲戒の状況</p> <p>(6) 職員のサービスの状況</p> <p>(7) 職員の退職管理の状況</p> <p>(8) 職員の研修の状況</p> <p>(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p>

川崎市旅費支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第5条の2 急行列車によって旅行を必要とする場合は、特別急行列車にあつては片道100キロメートル以上、普通急行列車又は準急行列車にあつては片道50キロメートル以上に限り別表に規定する鉄道賃のほか、特別急行料金、普通急行料金又は準急行料金を支給する。ただし、<u>別表第5項</u>に規定する鉄道賃による旅行の場合には、鉄道賃の等級と同一等級の特別急行料金、普通急行料金又は準急行料金を支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日からこれを施行し、昭和22年7月7日からこれを適用する。</p> <p>2 昭和13年5月2日条例第2号川崎市旅費支給規則は、これを廃止する。</p> <p>3 鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、第5条の2第2項中「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行」とあるのは「特等級の者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行」と、第5条の3第1項中「特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行」とあるのは「特等級の者が特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行」と、<u>別表第5項</u>中「上級の運賃」とあるのは「特等級の者については上級の運賃、1等級以下の者については下級の運賃」と、<u>同表第6項</u>中「2等級以上の者」とあるのは「特等級の者」と、「3等級及び4等級の者」とあるのは「1等級以下の者」と、「2階級に区分する船舶による旅行の場合は上級の運賃」とあるのは「2階級に区分する船舶による旅行の場合は、特等級の者については上級の運賃、1等級以下の者については下級の運賃」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>第5条の2 急行列車によって旅行を必要とする場合は、特別急行列車にあつては片道100キロメートル以上、普通急行列車又は準急行列車にあつては片道50キロメートル以上に限り別表に規定する鉄道賃のほか、特別急行料金、普通急行料金又は準急行料金を支給する。ただし、<u>別表第3項</u>に規定する鉄道賃による旅行の場合には、鉄道賃の等級と同一等級の特別急行料金、普通急行料金又は準急行料金を支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日からこれを施行し、昭和22年7月7日からこれを適用する。</p> <p>2 昭和13年5月2日条例第2号川崎市旅費支給規則は、これを廃止する。</p> <p>3 鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、第5条の2第2項中「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行」とあるのは「特等級の者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行」と、第5条の3第1項中「特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行」とあるのは「特等級の者が特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行」と、<u>別表第4項</u>中「上級の運賃」とあるのは「特等級の者については上級の運賃、1等級以下の者については下級の運賃」と、<u>同表第5項</u>中「2等級以上の者」とあるのは「特等級の者」と、「3等級及び4等級の者」とあるのは「1等級以下の者」と、「2階級に区分する船舶による旅行の場合は上級の運賃」とあるのは「2階級に区分する船舶による旅行の場合は、特等級の者については上級の運賃、1等級以下の者については下級の運賃」として、これらの規定を適用する。</p>

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係） （表略）</p> <p>1 市長が別に定めるもののほか、別表において「何級の職務」とは、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。<u>以下「給与条例」という。</u>）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（1）による当該級の職務をいい、その他の給料表については別表の付表に定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員に適用する等級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、任命権者がこれを定める。</u></p> <p><u>4～10</u> 略</p>	<p>別表（第2条関係） （表略）</p> <p>1 市長が別に定めるもののほか、別表において「何級の職務」とは、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（1）による当該級の職務をいい、その他の給料表については別表の付表に定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>3～9</u> 略</p>

川崎市職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第18条 削除</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。</p> <p>20 削除</p> <p>別表第1 (第3条関係) (表略)</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。</p>	<p><u>(臨時職員等の給与)</u></p> <p>第18条 <u>臨時職員及び非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)</u>の給与については、前各条の規定にかかわらず、予算の範囲内で、任命権者が人事委員会の承認を得て別に定めるところにより支給する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。 <u>(関係条例における読替)</u></p> <p>20 職員に地域手当が支給される間、改正後の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条中「給料」とあるのは「給料及びこれに対する地域手当の月額」に読み替えてこの規定を適用する。</p> <p>別表第1 (第3条関係) (表略)</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。<u>ただし、第18条に規定する職員を除く。</u></p>

川崎市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当又は勤勉手当の支給)</p> <p>第7条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第15条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当又は勤勉手当の支給)</p> <p>第7条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第15条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。</p>

川崎市職員退職手当支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第1条 職員が退職したときは、この条例の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第1条 職員で常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)が退職したときは、この条例の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。</p>
<p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第5条第1項中通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条第2項中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>	
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で常時勤務に服することを要する者(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)をいう。</p> <p>(1)～(9) 略</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(9) 略</p>
<p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第2条の2 第1条第1項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。</p>	<p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第2条の2 第1条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の<u>125.55</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員若しくは職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者であって規則で定めるもの（以下「国等の職員」という。）が引き続いて職員となった場合であって、特に市長が必要と認めたときにおけるその者の国等の職員としての引き続いた在職期間及び職員が第20条第2項の規定により退職手当を支給されないで国等の職員となり、引き続いて国等の職員として在職した後引き続き職員となったときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国等の職員としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の国等の職員としての引き続いた在職期間の計算については、前項の規定を準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の<u>125.5</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員若しくは職員以外の地方公務員（<u>常時勤務に服さない者を除く。</u>）又はこれらに準ずる者であって規則で定めるもの（以下「国等の職員」という。）が引き続いて職員となった場合であって、特に市長が必要と認めたときにおけるその者の国等の職員としての引き続いた在職期間及び職員が第20条第2項の規定により退職手当を支給されないで国等の職員となり、引き続いて国等の職員として在職した後引き続き職員となったときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国等の職員としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の国等の職員としての引き続いた在職期間の計算については、前項の規定を準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基</p>

改正後	改正前
<p>としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p><u>(勤続期間の計算の特例)</u></p>	<p>礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>3～5 略</p>
<p><u>第10条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</u></p> <p><u>(1)第1条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</u></p> <p><u>(2)第1条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したものの その職員となる前の引き続いて勤務した期間</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第10条の3 第10条第2項に規定する国等の職員としての引き続いた在職期間には、第1条第2項に規定する者に相当する国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 前条の規定は、国等の職員であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。</u></p>	
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和23年5月1日から適用する。</p> <p>2～10 略</p> <p>(失業者の退職手当に関する暫定措置)</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和23年5月1日から適用する。</p> <p>2～10 略</p> <p>(失業者の退職手当に関する暫定措置)</p>
<p>11 <u>令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労</u></p>	<p>11 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労</u></p>

改正後	改正前
<p>働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>	<p>働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>